

R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管

図 面 目 録		
通し番号	図面番号	図面名称
1	—	タイトル 図面目録
2	共-01	営繕工事共通仕様書 (1)
3	共-02	営繕工事共通仕様書 (2)
4	共-03	営繕工事共通仕様書 (3)
5	機特-01	機械設備工事特記仕様書 (1)
6	機特-02	機械設備工事特記仕様書 (2)
7	M-01	付近見取図 配置図
8	M-02	機器表 (改修前・改修後)
9	M-03	衛生設備 器具表 機器表 (改修前・改修後)
10	M-04	衛生設備 1階平面図・WC平面詳細図・北側立面図 (改修前・改修後)
11	M-05	衛生設備 1階平面詳細図 (改修前・改修後)
12	M-06	衛生設備 2階平面詳細図 (改修前・改修後)
13	M-07	衛生設備 3階平面詳細図 (改修前・改修後)
14	M-08	換気設備 2階・3階平面図
15	M-09	部室 付近見取図、配置図
16	M-10	部室 和洋改修工手法手順書、器具表 (改修前・改修後)
17	M-11	部室 便所平面詳細図 (改修前・改修後)
18	M-12	部室 断面詳細図 (改修前・改修後)
19	M-13	支障物件確認図
20	M-14	概略工事工程表 (参考図)

課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項											
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定	①受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	⑭受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	11. 交通安全管理	⑮仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	1. 工事名称	R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管						⑯上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。											
	2. 工事場所	鳴門市撫養町斎田字岩崎135-1他	8. 施工体制台帳及び施工体系図	②受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	⑰受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	12. 発生材の処理等	⑱作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 ⑲既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 ⑳事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ㉑給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。												
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>鳴門高等学校</td><td>研修会館・部室棟便所</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>研修会館：RC造3階建</td><td>・部室棟便所：RC造2階建</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>研修会館</td><td>(m2)・部室棟便所 27.051 (m2)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>研修会館</td><td>844.47 (m2)・部室棟便所 232 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td colspan="2">(7) 項</td></tr> </table>						建物名称	鳴門高等学校	研修会館・部室棟便所	構造・規模	研修会館：RC造3階建	・部室棟便所：RC造2階建	敷地面積	研修会館	(m2)・部室棟便所 27.051 (m2)	延床面積	研修会館	844.47 (m2)・部室棟便所 232 (m2)
建物名称	鳴門高等学校	研修会館・部室棟便所																	
構造・規模	研修会館：RC造3階建	・部室棟便所：RC造2階建																	
敷地面積	研修会館	(m2)・部室棟便所 27.051 (m2)																	
延床面積	研修会館	844.47 (m2)・部室棟便所 232 (m2)																	
消防法施行令別表第1の区分	(7) 項																		
	4. 工事種目	<table border="1"> <tr><th>種目</th><th>工事概要</th></tr> <tr><td>衛生器具設備</td><td>図示位置への衛生器具類取付、調整工事一式</td></tr> <tr><td>給水設備</td><td>既設給水管より図示位置への給水配管工事一式</td></tr> <tr><td>排水設備</td><td>図示位置から既設排水配管までの排水配管工事一式</td></tr> <tr><td>給湯設備</td><td>図示位置へガス給湯器を設置し給湯器具まで給湯配管する工事一式</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>図示位置にLPガス供給装置を設置しガス給湯器までガス配管する工事一式</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>図示位置に換気設備を設置する工事一式</td></tr> <tr><td>撤去工事</td><td>図示位置の既設衛生器具及び配管類を撤去処分する工事一式</td></tr> </table>	種目	工事概要	衛生器具設備	図示位置への衛生器具類取付、調整工事一式	給水設備	既設給水管より図示位置への給水配管工事一式	排水設備	図示位置から既設排水配管までの排水配管工事一式	給湯設備	図示位置へガス給湯器を設置し給湯器具まで給湯配管する工事一式	ガス設備	図示位置にLPガス供給装置を設置しガス給湯器までガス配管する工事一式	換気設備	図示位置に換気設備を設置する工事一式	撤去工事	図示位置の既設衛生器具及び配管類を撤去処分する工事一式	㉒事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ㉓給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
種目	工事概要																		
衛生器具設備	図示位置への衛生器具類取付、調整工事一式																		
給水設備	既設給水管より図示位置への給水配管工事一式																		
排水設備	図示位置から既設排水配管までの排水配管工事一式																		
給湯設備	図示位置へガス給湯器を設置し給湯器具まで給湯配管する工事一式																		
ガス設備	図示位置にLPガス供給装置を設置しガス給湯器までガス配管する工事一式																		
換気設備	図示位置に換気設備を設置する工事一式																		
撤去工事	図示位置の既設衛生器具及び配管類を撤去処分する工事一式																		
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	②施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	㉔給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。															
	II. 営繕工事共通仕様書				9. 電気保安技術者等	③警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	㉕作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 ㉖既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 ㉗事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ㉘給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。												
	項目	特記事項	10. 施工中の安全確保	④運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。				㉙輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。											
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 			①工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	㉚発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。													
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針 令和4年版 電気設備工事監理指針 令和4年版 機械設備工事監理指針 令和4年版 	②工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	㉛発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。															
3. 工事実績データの登録	①受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ②受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針 令和4年版 電気設備工事監理指針 令和4年版 機械設備工事監理指針 令和4年版 			③工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	㉜発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。													
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		④工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。	㉝発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。															
5. 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。				⑤受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。	㉞発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。													
6. 施工計画書等	①施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ②上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ③施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		⑥地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	㉟発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。															
					⑦受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	㊱発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。													
			⑧受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	㊲発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。															
					⑨受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。	㊳発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。													
			⑩受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。	㊴発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。															
					⑪受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。	㊵発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。													
			⑫休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	㊶発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。															
					⑬受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	㊷発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・●なし）。 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。													

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																									
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>し、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>④資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>⑤受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>⑥再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>⑦建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>⑧建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>	14. 化学物質を発散する建築材料等	<p>⑤標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>⑥県内産資材の原則使用</p> <p>1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>⑦県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑧県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>	15. 施工	<p>①設計図面に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>②工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當轄課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>③品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>④施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>⑤本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>⑥設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>⑦試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	16. 建設機械等	<p>①排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>②低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>③特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>④不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税支員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	17. 遠隔臨場の試行	<p>①受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「當轄工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>②受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「當轄工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p>	18. 工事看板等	<p>①工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>②受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>③受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 ・当初請負金額が200万円未満の工事 	19. 仮設トイレ	<p>受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>①当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>②当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	20. 設計変更箇所確認	<p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	21. 工事検査及び技術検査	<p>①次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 (注) 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>②中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>③中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>④基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑤外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																															
3千円未満	—	1回																															
3千円以上5千円未満	—	2回																															
5千円以上1億円未満	1回	2回																															
1億円以上	2回	3回																															
				徳島県土木整備部営繕課	<p>●工事名 R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管</p> <p>●図面番号 共-02</p>			株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES	03																								
					<p>●図面名 営繕工事共通仕様書(2)</p> <p>●縮尺 NON</p>			一般建築士 第 152422 号 岡山県																									

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工費用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業
		・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
		・ 内外装板金作業
屋根及びとい	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業
		機器施工

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込箇所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

4. 施工条件

施工条件は次による。

- 工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- 工事対象施設は、来校者が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、施設管理者と十分日程調整の上、施工を進めること。
- 施設内での行事（イベント等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
- 施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。
- 本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
- 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	4.9	7000円 /11t車	t
金属（処分）	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	18.2	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	8.9	5,640	t
廃プラ	(株)リリリース		三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2 三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2	80.6	16,000	m3
アスファルト	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	4.9	11000円 /11t車	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物業者以外

- 建設発生土の処理
 - 構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
 - 構内の指示場所（図示）に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
・ 処分場名： ・ 所在地：
・ 処分単価（税抜）： 円 ・ 運搬距離： kmを見込んでいる。

6. 養生等

- 本工事に施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

7. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁樹ふた

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2を参考にする。）
 - 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築業設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
 - 機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
 - 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の分類、地域係数
 - 施設の分類（◎ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（◎ 1.0 ・ 0.9）
 - 重要機器
 - 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量の機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
 - （ ）
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

		●工事名 R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管	●図面番号 機特-01		05
	徳島県土木整備部営繕課	●図面名 機械設備工事特記仕様書(1)	●縮尺 NON		

4. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・既存電力利用（ ・ できる ○ できない ）、電力料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
 - ・既存用水利用（ ・ できる ○ できない ）、用水料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・同用地は、（ ・ 図示の場所に ○ 用意していないので業者にて ）設けること。
 - ・同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。
- ③ 足場その他
足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ○ 関連工事が定置するものを無償で使用できる ）。
 - ・外部足場（種類： ， 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ）
 - ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
 - ・内部足場（種類： ， 仕様： 枚布、D= cm）

5. 配管工事

- ① 配管材料については、次表による。

用途	名称	番号	備考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
冷却水	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
空調用排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
(屋内)	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給水	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005、JP K 002	
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
排水(地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給湯(地中埋設)	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	ポリブテン管	JIS K 6778	
(コンクリート内)	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消火(地中埋設)	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス(地中埋設)	○ 配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	○ 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- ③ 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

6. 保温・塗装工事

- ① 保温工事
 - ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- ② 塗装工事
 - ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(○ ダクトスペース、パイプシャフト内)
 - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(○ 一般居室、廊下等)
 - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めつき製のものは、原則塗装不要とする。
 - ・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

7. その他共通事項

- ① 支持金物等
 - ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めつき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めつきを施したものとする。
- ② 用途等の表示
 - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
 - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
 - ・なお、屋外及び水気のある場所(井内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- ③ 制御配線、計装配線等
 - ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 空調和設備・換気設備

1. ダクト・制気口・ダンパー

- ① ダクト
 - ・ダクトの区分(○ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト(範囲は図示) ・ 高圧2ダクト(範囲は図示))
- ② ウェザーカバー
 - ・材質(○ ステンレス製 ・) ・ 塗装(・ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様)
 - ・付属品(○ 網 ○ 防火ダンパー(図示による) ・ 別図による)
- ③ ベントキャップ
 - ・材質(・ ステンレス製 ○ 既設) ・ 形状(・ 深形 ・ 丸形防風板覆い付)
 - ・塗装(・ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様指定色塗装)
 - ・付属品(・ 水切り ・ ガラリ ・ 網 ・ 防火ダンパー(図示による) ・ 別図による)

4章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。

- 形式 ○ 小便器一体型 ・ 小便器分離型
方式 ○ 個別感知の電源種別 (○AC電源 ・)

2. 自動水栓

電源種別(・ AC電源 ・ 自己発電 ・)

3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4. 施工

- ① 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕<5>2.1.1)
- ② 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針<5>2.1.1)
- ③ 衛生器具と排水管の接続は、標準図【施工65】大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

5章 給水設備

1. 配管材料等

- ① ビニル管の接合方法は(○ 接着接合 ・ ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする))とする。
- ② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は(・ メカニカル接合 ・ 電気融着接合)、75A以上は電気融着接合とする。
- ③ 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。

2. 弁類

- ① 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

3. 水栓・水栓柱

- ① 水栓
 - ・屋外の水栓は(・ キー式ハンドル ・ 図示)による。
 - ・台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- ② 水栓柱
 - ・ 合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製 ・

6章 給湯設備

1. 配管材料等

- ① 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

7章 ガス設備

1. 配管材料等

- ① ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。

2. 試験

- ① 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。
- ② 都市ガス設備の試験は、標仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管	●図面番号 機特-02	 株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES	06
		●図面名 機械設備工事特記仕様書(2)	●縮尺 NON		

機 器 表 (改修後)

記号	名 称	仕 様	数量
GB 32	ガス 給湯器	屋外壁掛形 (高効率タイプ) 1φ100V 給湯能力 32号 ガス消費量 (LPG) 4.19kg/h リモコンスイッチ, リモコンコード, 配管カバー (450H), 排気カバー GV20, CV20, その他付属品一式, 共	2
G 1	LPGガス 供給装置	50kg容器 4 (2+2) 本立 メーカー仕様 自動切替調整器 (10kg/h) ガスメーター (ガス供給業者支給) 付属品: 各弁類, 高圧ホース, 転倒防止用鎖, その他付属品一式, 共	1
FE 15C	排気 ファン	天井埋込ダクト形換気扇 1φ100V ファン 120 CMH x 50 Pa x 15.5 W ステンレス製深形フード 100φ (指定色焼付仕上げ) 天吊金具, その他付属品一式	1
FE 18C	"	天井埋込ダクト形換気扇 " ファン 200 CMH x 50 Pa x 29.5 W ステンレス製深形フード 150φ (FD 付 指定色焼付仕上げ) 天吊金具, その他付属品一式	3
FE 00C	"	天井埋込ダクト形換気扇 (建築工事シャワーユニット付属品) " ステンレス製排気ダクト接続工事 ステンレス製深形フード 100φ (指定色焼付仕上げ) その他付属品一式	(4)
	屋外フード	ステンレス製深形フード 100φ (指定色焼付仕上げ)	1
	"	ステンレス製深形フード 150φ (FD 付 指定色焼付仕上げ)	5

機 器 表 (改修前)

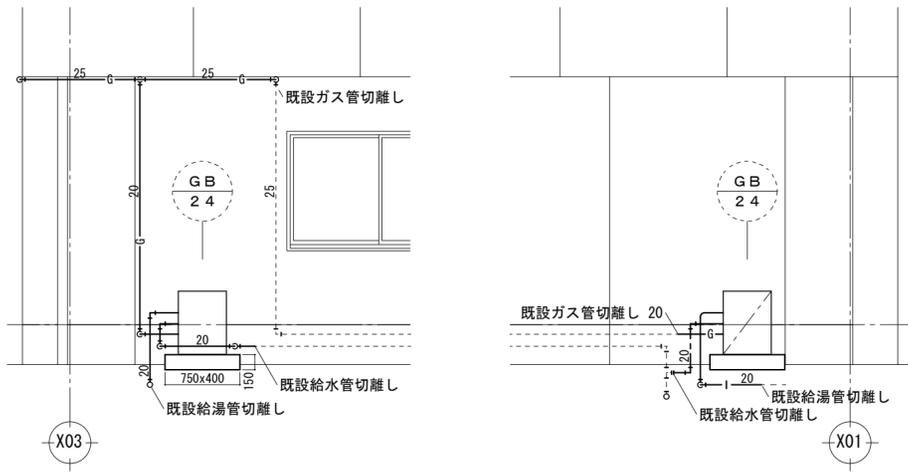
記号	名 称	仕 様	数量
GB 24	ガス 給湯器	屋外据置形 1φ100V 給湯能力 24号 GV20, CV20, コンクリート基礎, その他付属品一式	2

器具表 (改修後)

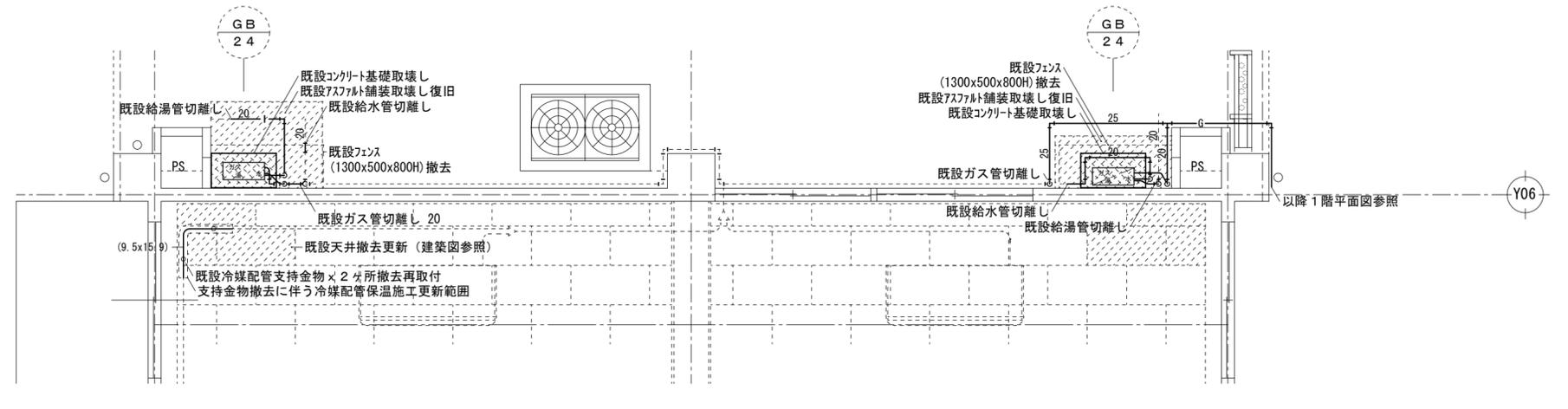
名称	国交省記号	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	付 属 品 (TOTO)	付 属 品 (LIXIL)	1階		2階				3階		計	
						炊事 婦 室		男子 WC	女子 WC	男子 シャ ワ- 室	女子 シャ ワ- 室				男子 WC
手洗器		LSW870 BSFRMR	L-A74TM2B	YM3045FA (化粧鏡)	A-5303W (トラップカバー) KF-3550AR (化粧鏡)	1									1
洋風便器		CS597BMS	BC-P20HU	SH596BAR (密結タンク) TCF5831AE (分岐水栓付温水洗浄便座) YH702 (紙巻器)	DT-PA250HU (密結タンク) CW-PA21LQF-NE-R1 (温水洗浄便座) CF-008-1 (分岐金具) CF-63HST (紙巻器)	1									1
小便器		UFS900R	U-A51AP					3					3		6
洋風便器		CS597BS	BC-P20SU	SH596BAR (密結タンク) TCF116P (暖房便座) YH600FMR (紙巻器)	DT-PA250U (密結タンク) CF-18ALP (暖房便座) CF-AA64KUT (紙巻器)			2	3				1	2	8
洗面器		L250CM	L-176UFCRS	TLE28SA1A (台付自動水栓) (1φx100V) TLDP2201JA (壁排水金物) TL250D (バックハンガー) TS126AR (水石けん入れ) YM3045FA (化粧鏡)	AM-300V1 (台付自動水栓) (1φx100V) LF-WN7PF (壁排水金物) SF-10E (バックハンガー) KF-24F (水石けん入れ) KF-3550AR (化粧鏡)			1	1				1		3
掃除用流し		SK22A	S-202A	T23AEQ20C (横水栓) T37SGEP (床排水金物) TN114 (アングル形止水栓) T9R (バックハンガー) TK22 (リムカバー)	LF-7KEZ-19-U (横水栓) SF-20SAF-P (床排水金物) SF-202 (アングル形止水栓) SF-10E (バックハンガー)			1	1				1		3
マーブライト カウンター ボール一体タイプ 1650L (建築工事)														1	2
マーブライト カウンター ボール一体タイプ 2000L (建築工事)														1	1

器具表 (改修前)

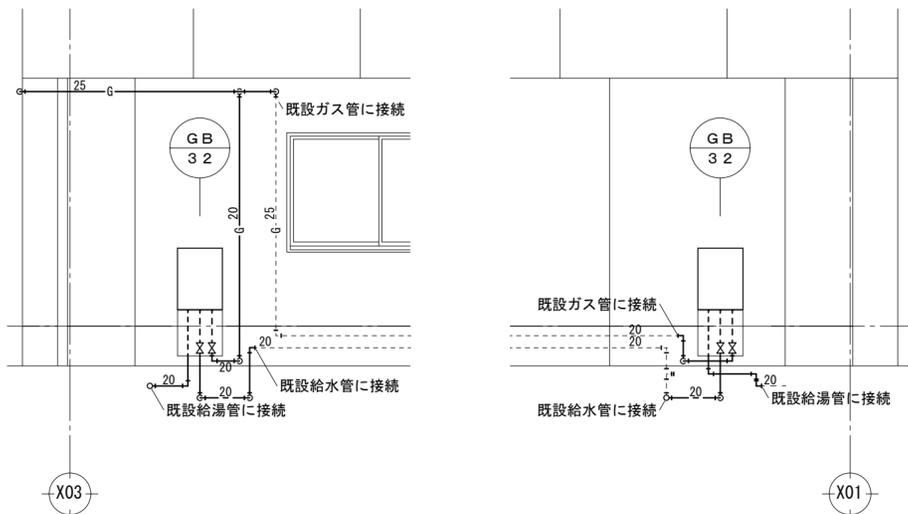
名称	参考品番	付 属 品	1階	2階				3階		計
和風両用便器	C375AV	T183 T82C32 TS116AY	1							1
手洗器	L60N	T20 TL60NP YA2A	1							1
和風大便器	C375VF	T150AC T82C32 T53FWA75 TS116AY		2	4					6
"	"	S670 T82C32 TS571D T53FWA75 TS116AY						2		2
掃除用流し	SK25	T23BY-19 T37SN T9EAY		1	1					2
小便器	U23	T60RN T62-16 T64BW TA2AY		3				3		6
仕切板	A100			2				3		5
洗面器	L230D	T210 T4A T6P T9RAY T8CAY		1	1					2
化粧鏡	TS119AS3			1	1	3	3	2		10
シャワー金物 (壁付)						2	2			4
給水栓	T200-13					3	3	2		8
化粧棚	S 3					3	3	2		8



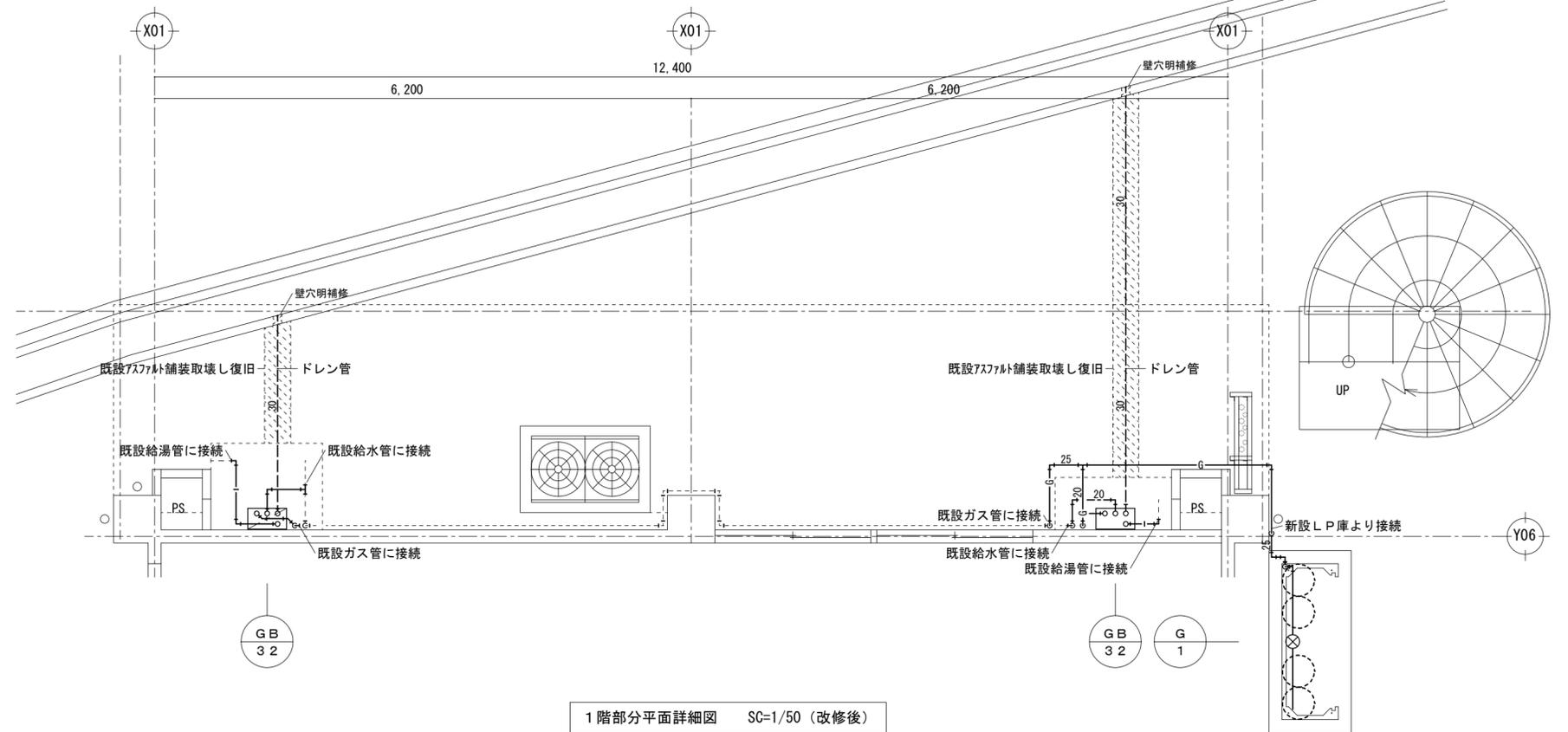
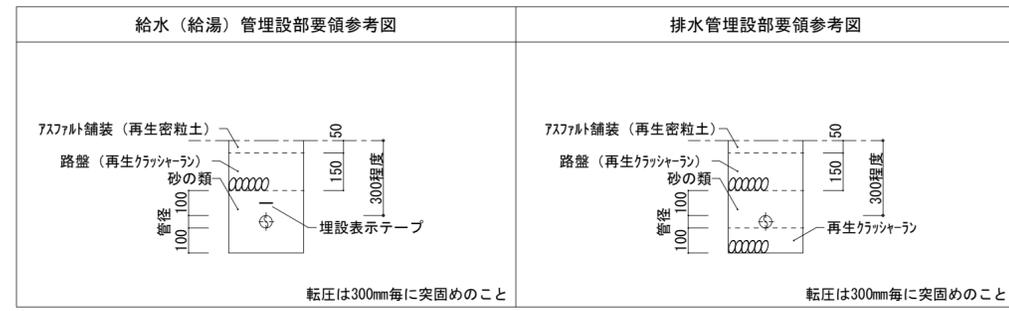
給湯器廻り立面参考図 SC=1/50 (改修前)



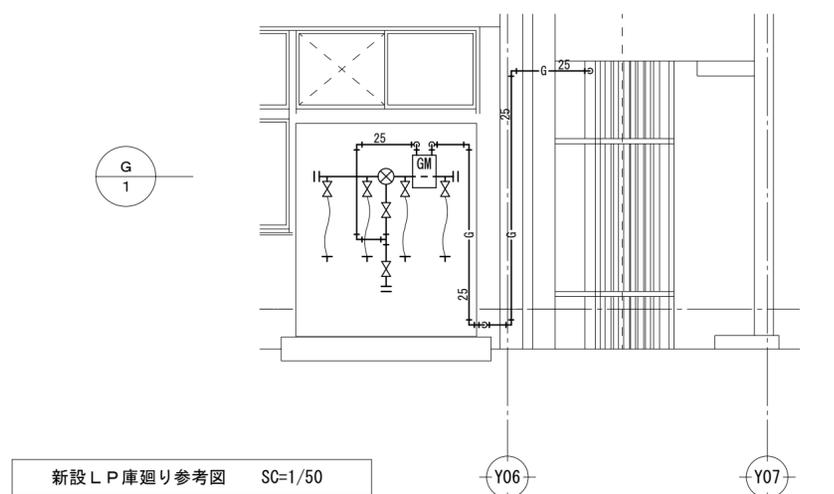
1階部分平面詳細図 SC=1/50 (改修前)



給湯器廻り立面参考図 SC=1/50 (改修後)

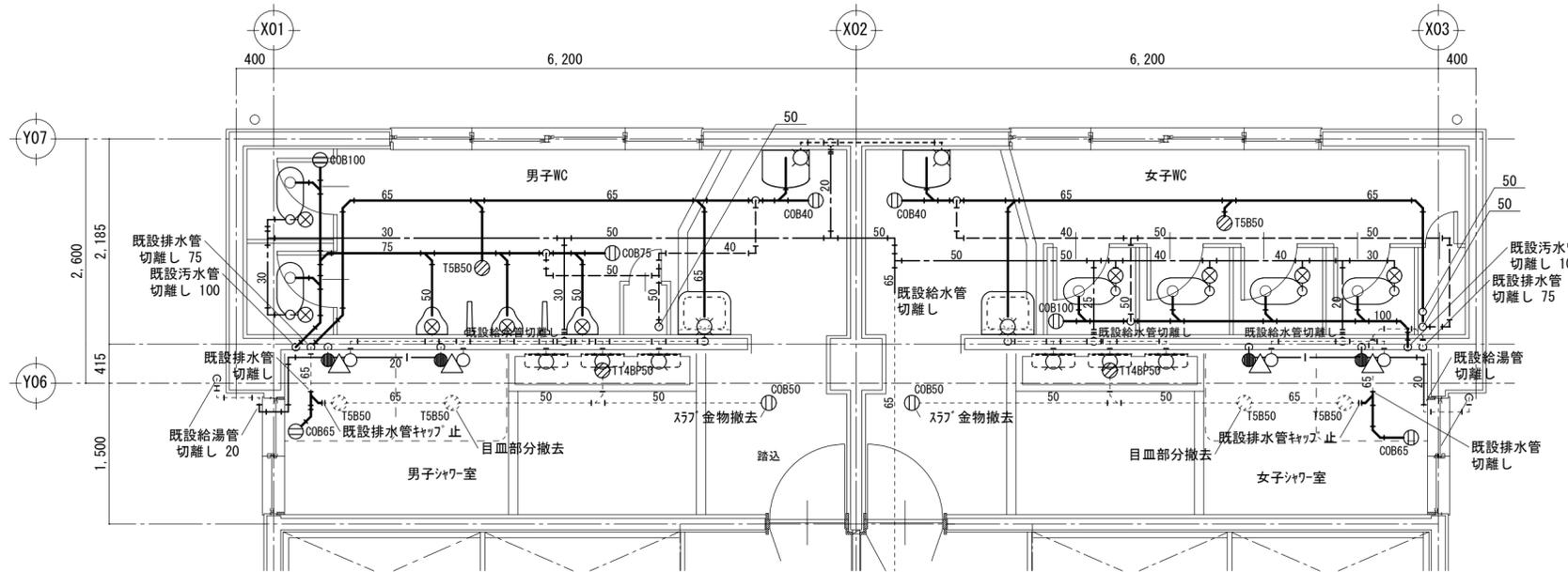


1階部分平面詳細図 SC=1/50 (改修後)



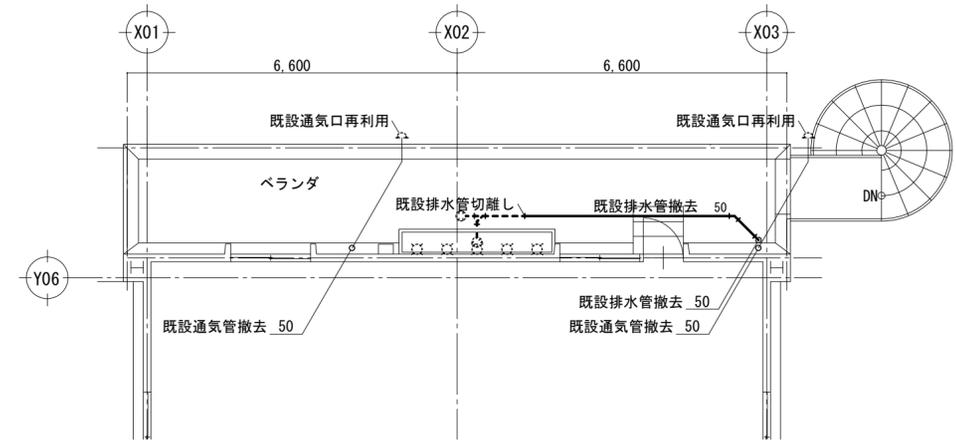
新設LP庫廻り参考図 SC=1/50

徳島県土整備部営繕課	工事名称	R6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管	図面番号	M-05	max Urban Consultant 株式会社 マックス設計 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	衛生設備 1階平面詳細図 (改修前・改修後)	縮尺	A2 1/50 A3 1/71		

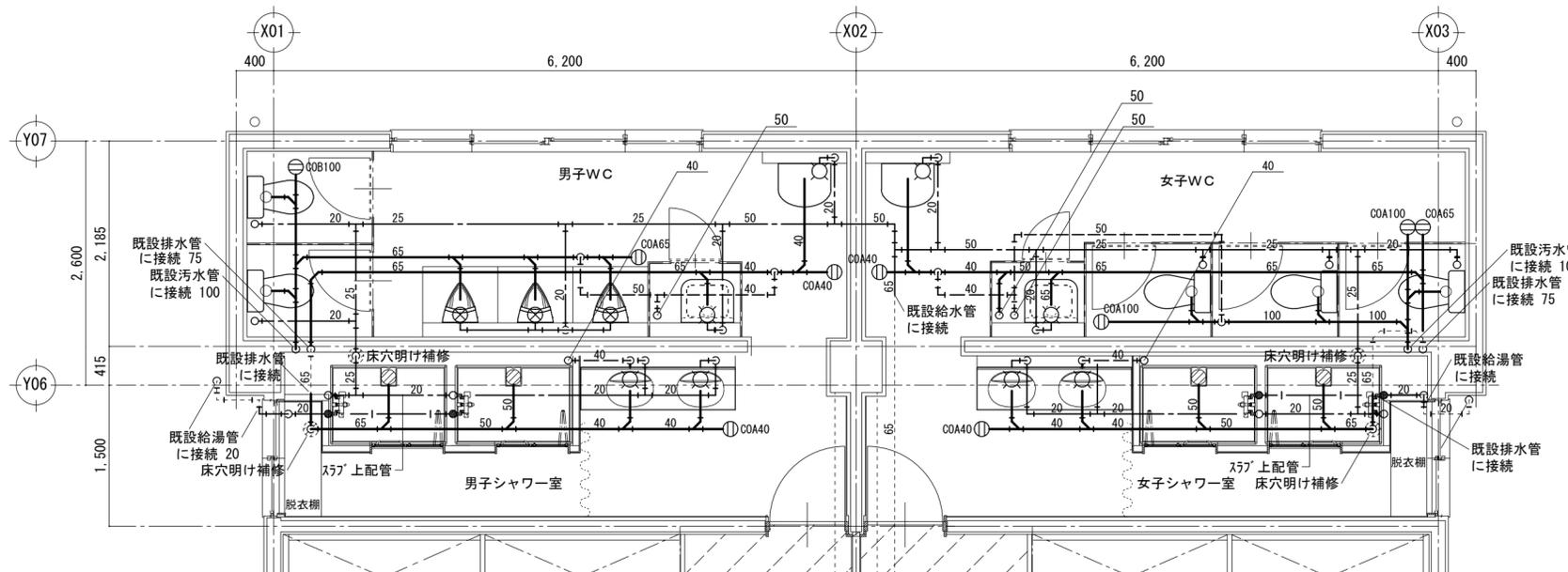


2階シャワー室・WC廻り平面詳細図 SC=1/50 (改修前)

- (注記) 1. 実線部分は撤去処分を示し、点線(細線)部分は既存そのままを示す。
 2. 既設配管及び器具撤去に伴う既存床穴補修は本工事に含む。
 3. 和風大便器撤去部床補修は建築工事とする。

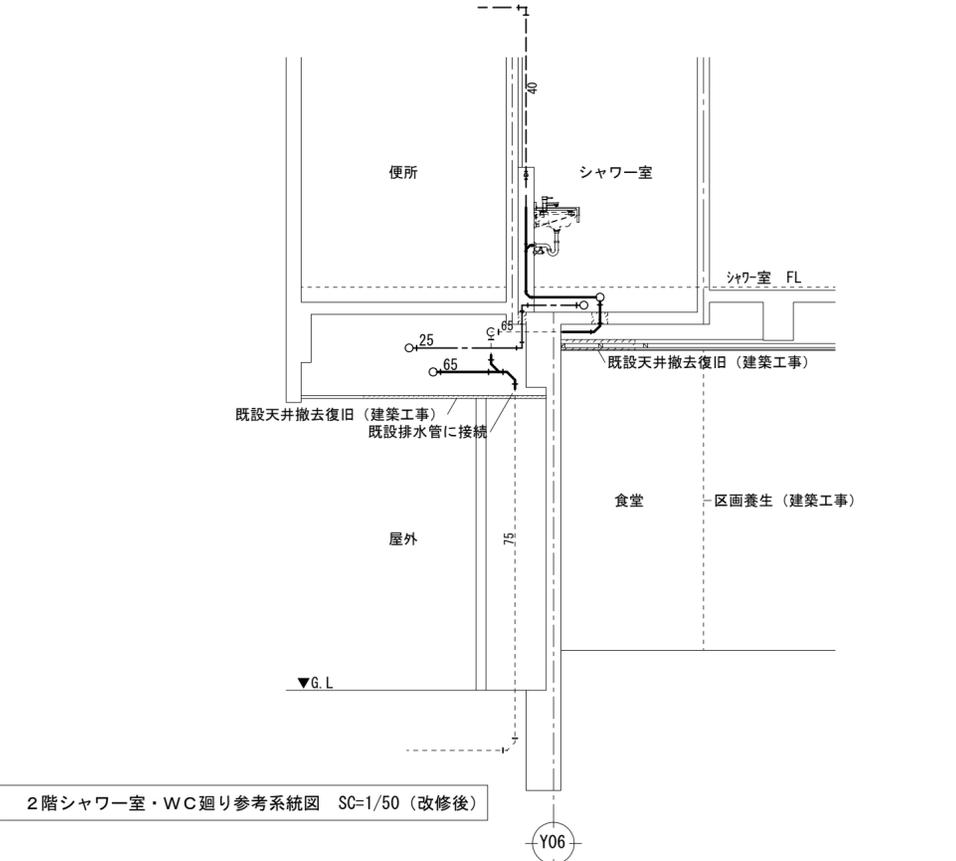
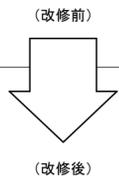


3階 ベランダ 平面図 SC=1/100 (改修前)



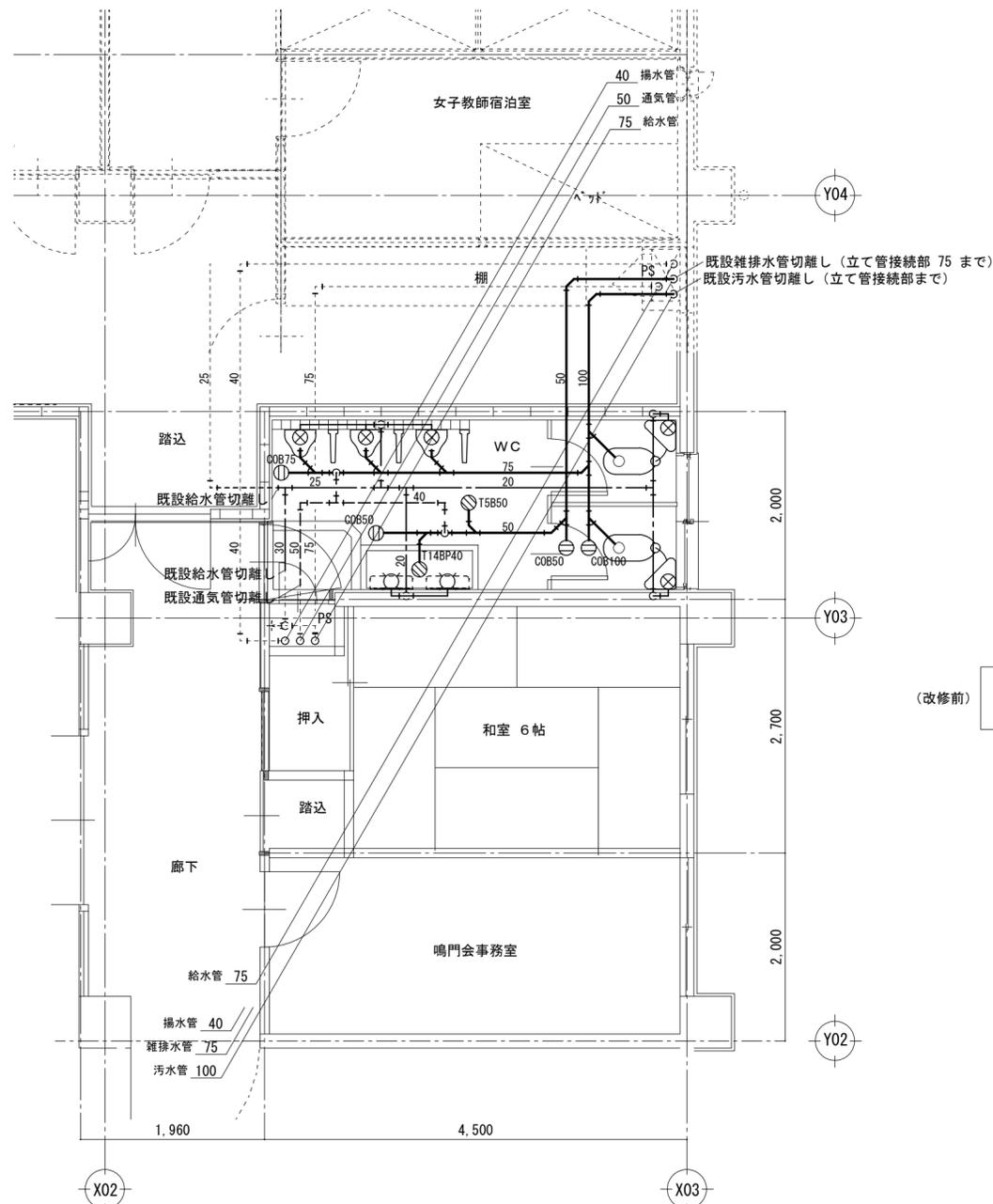
2階シャワー室・WC廻り平面詳細図 SC=1/50 (改修後)

- (注記) 1. 実線部分は新設を示し、点線(細線)部分は既存そのままを示す。
 2. 新設配管に伴う既存床穴明け補修は本工事に含む。



2階シャワー室・WC廻り参考系統図 SC=1/50 (改修後)

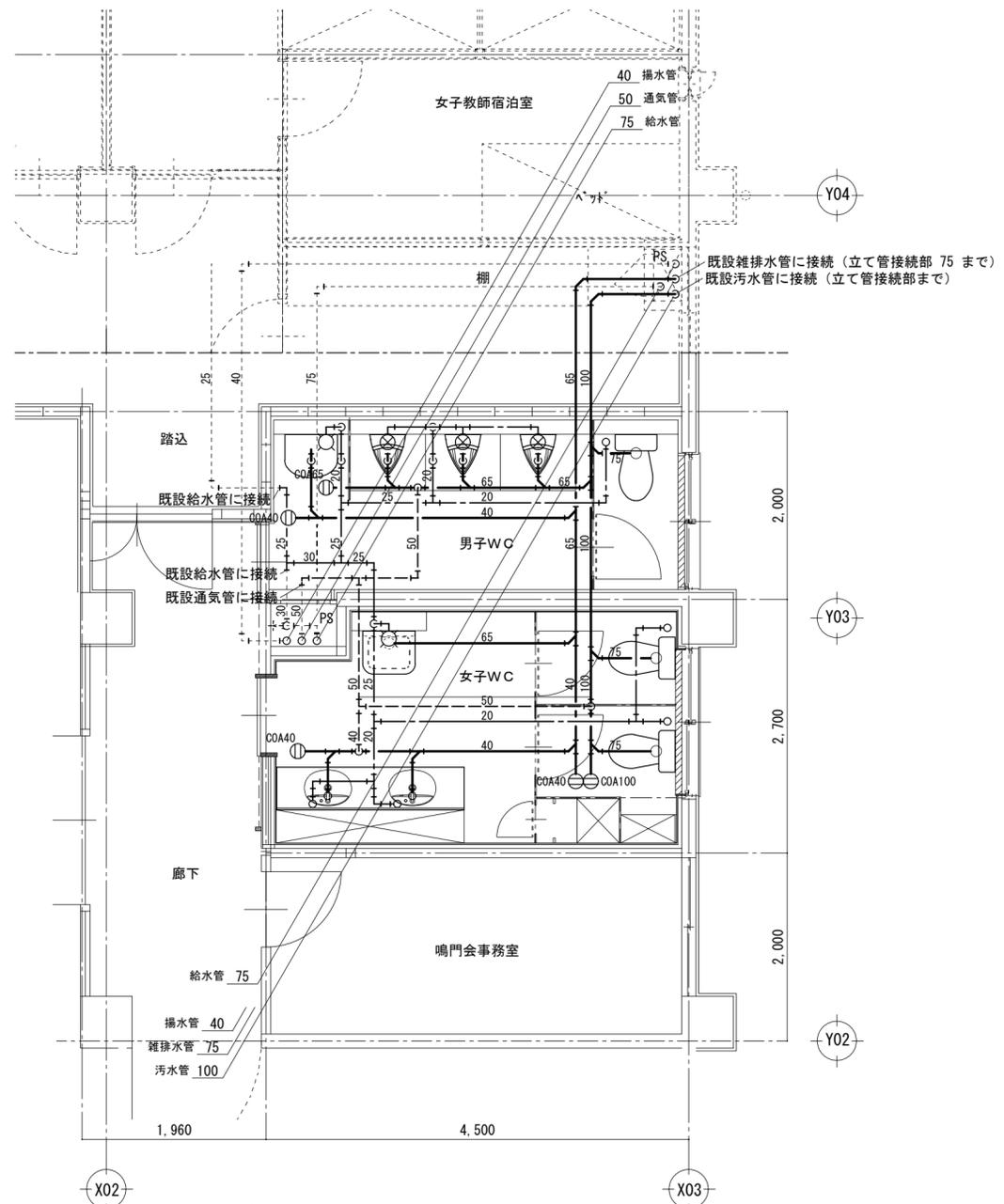
徳島県土整備部営繕課	工事名称	R6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事	図面番号	M-06	max Urban Consultant 株式会社 マックス設計 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 潤 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	衛生設備 2階平面詳細図(改修前・改修後)	縮尺	A2 1/50 A3 1/71		



- (注記) 1. 実線部分は撤去処分を示し、点線(細線)部分は既存そのままを示す。
2. 既設配管及び器具撤去に伴う既存床穴補修は本工事に含む。
3. 和風大便器撤去部床補修は建築工事とする。
4. 工事に伴う下階の養生は建築工事とする。

3階WC廻り平面詳細図 SC=1/50 (改修前)

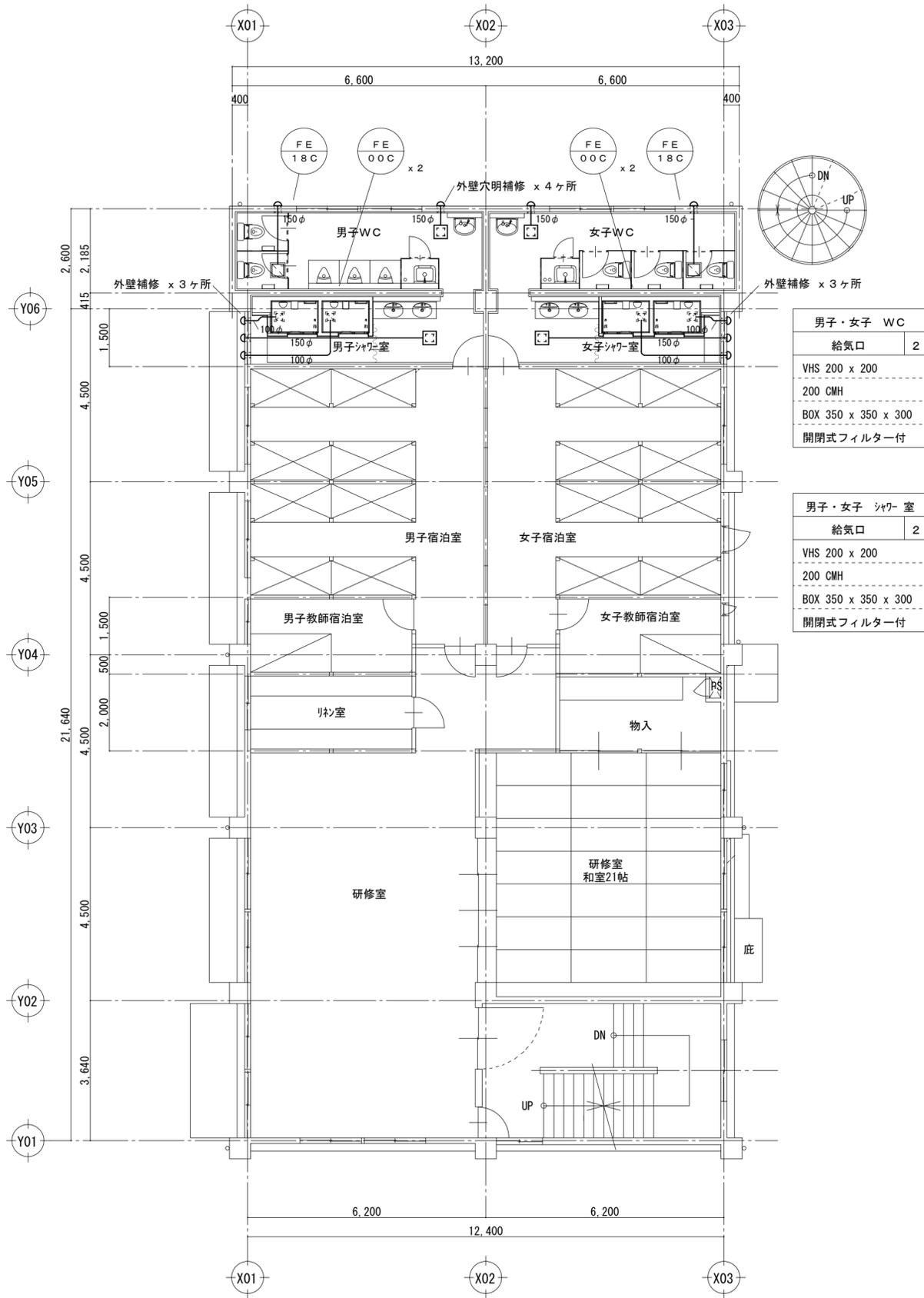
(改修前) → (改修後)



- (注記) 1. 実線部分は新設を示し、点線(細線)部分は既存そのままを示す。
2. 新設配管に伴う既存床穴明け補修は本工事に含む。

3階WC廻り平面詳細図 SC=1/50 (改修後)

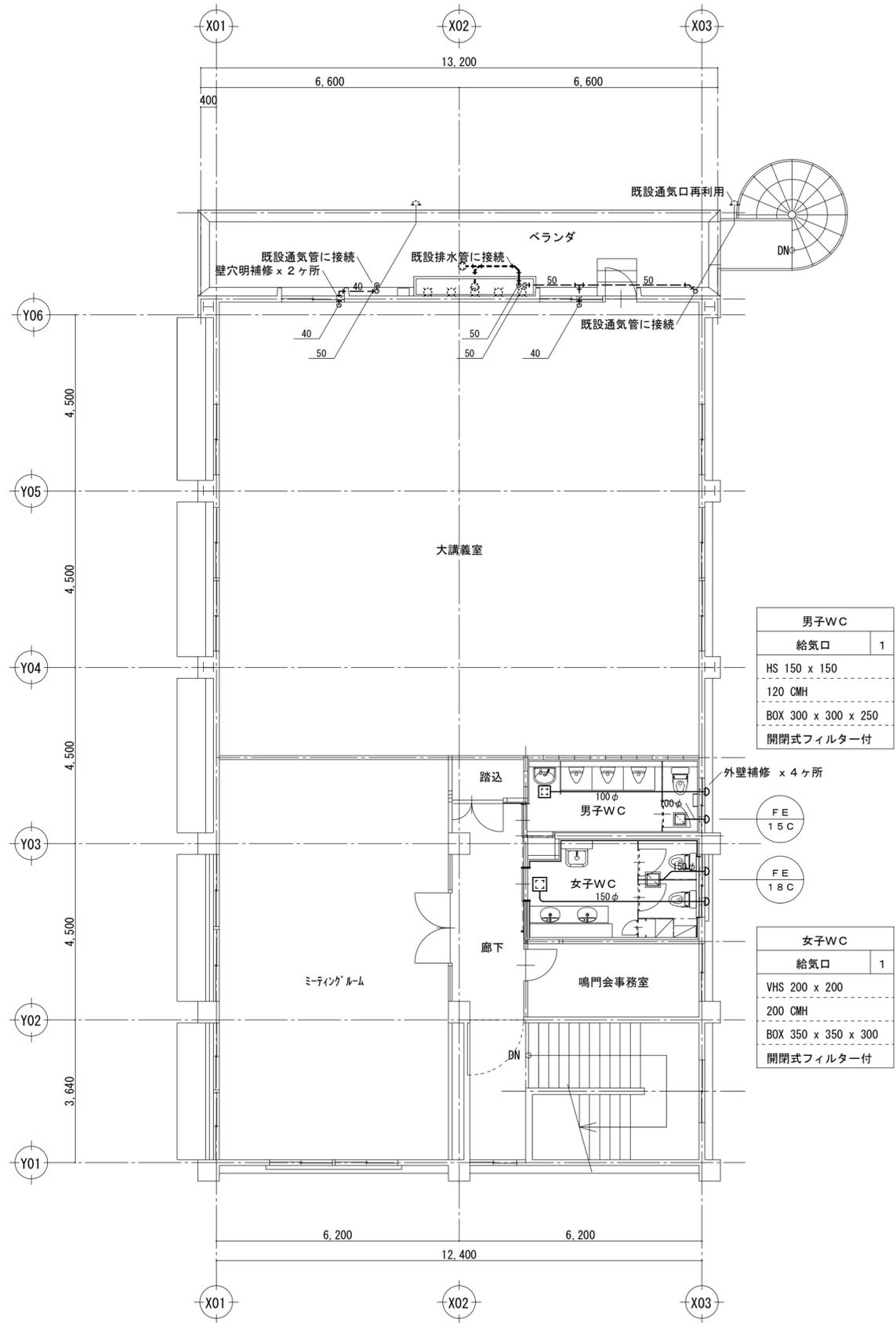
徳島県土整備部営繕課	工事名称	R6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管	図面番号	M-07	max 株式会社 マックス設計 Urban Consultant 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	衛生設備 3階平面詳細図(改修前・改修後)	縮尺	A2 1/50 A3 1/71		



2階平面図 SC=1/100

男子・女子 WC	
給気口	2
VHS	200 x 200
CMH	200
BOX	350 x 350 x 300
開閉式フィルター付	

男子・女子 シャワー室	
給気口	2
VHS	200 x 200
CMH	200
BOX	350 x 350 x 300
開閉式フィルター付	

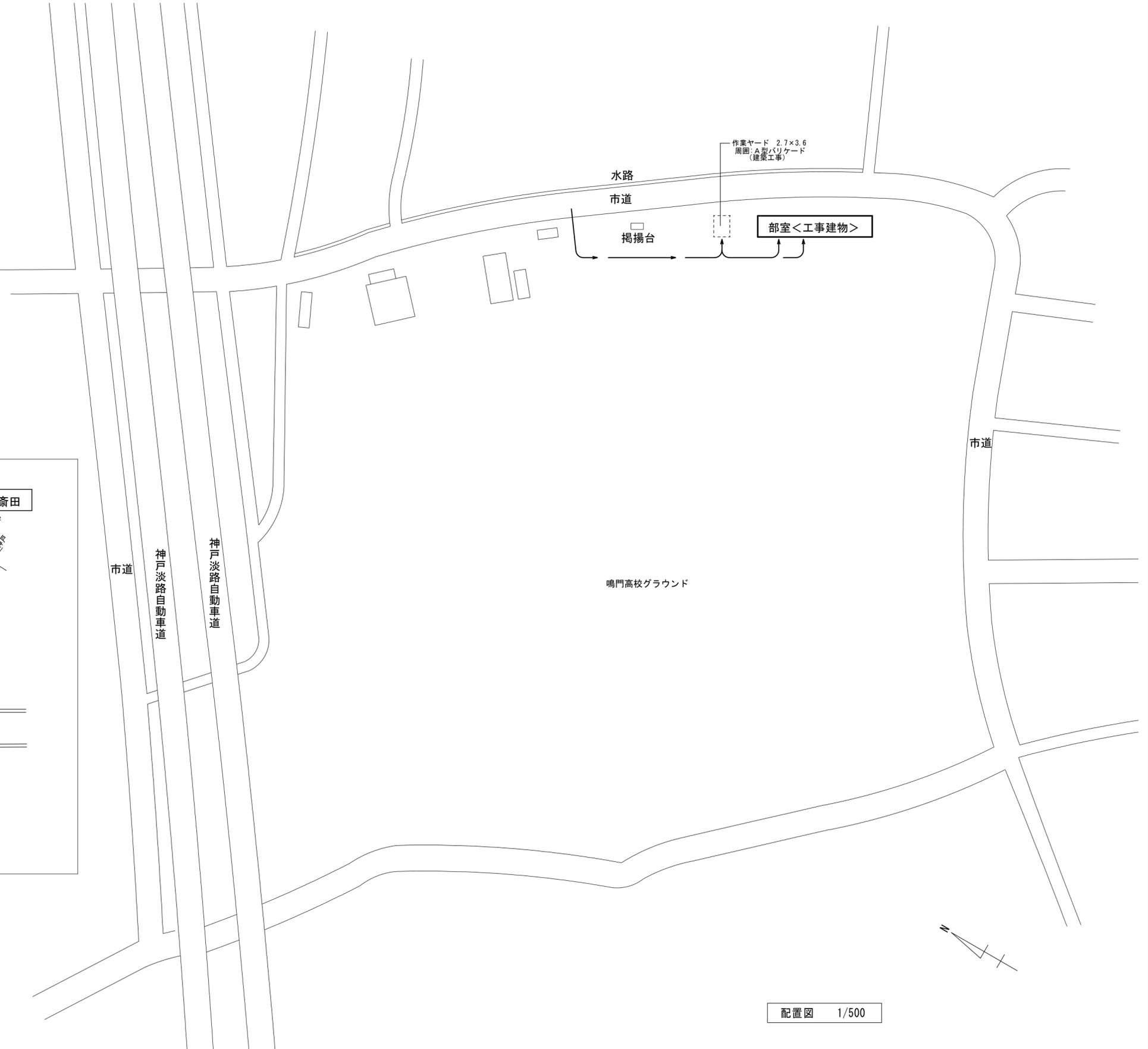
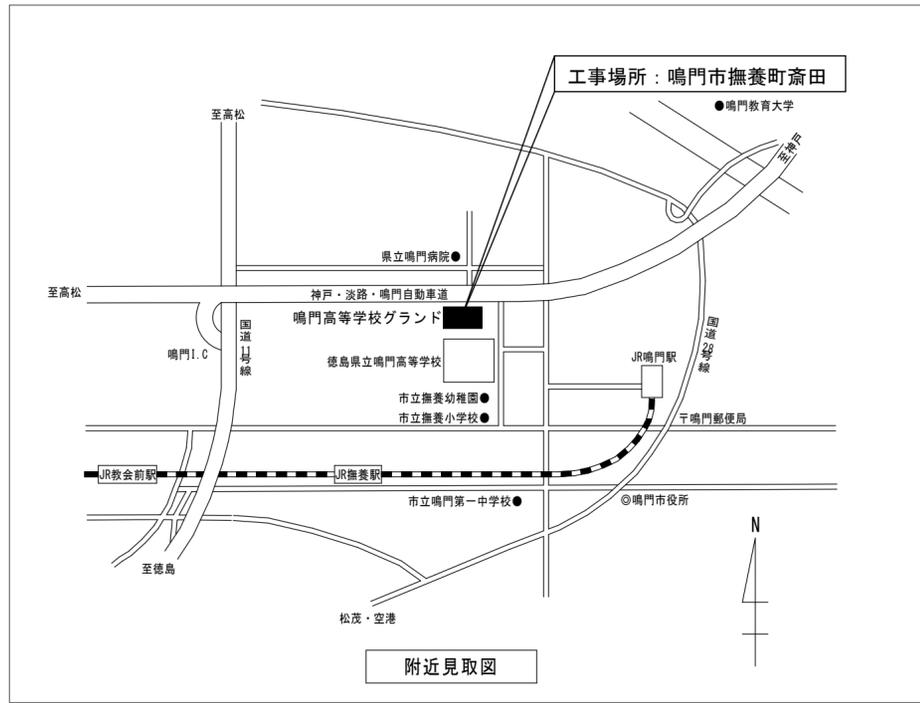


3階平面図 SC=1/100

男子WC	
給気口	1
HS	150 x 150
CMH	120
BOX	300 x 300 x 250
開閉式フィルター付	

女子WC	
給気口	1
VHS	200 x 200
CMH	200
BOX	350 x 350 x 300
開閉式フィルター付	

(注記) 屋外フード取付等至高所作業車(作業床高8~10M程度)を4日見込んでいます。



配置図 1/500

徳島県土整備部管轄課

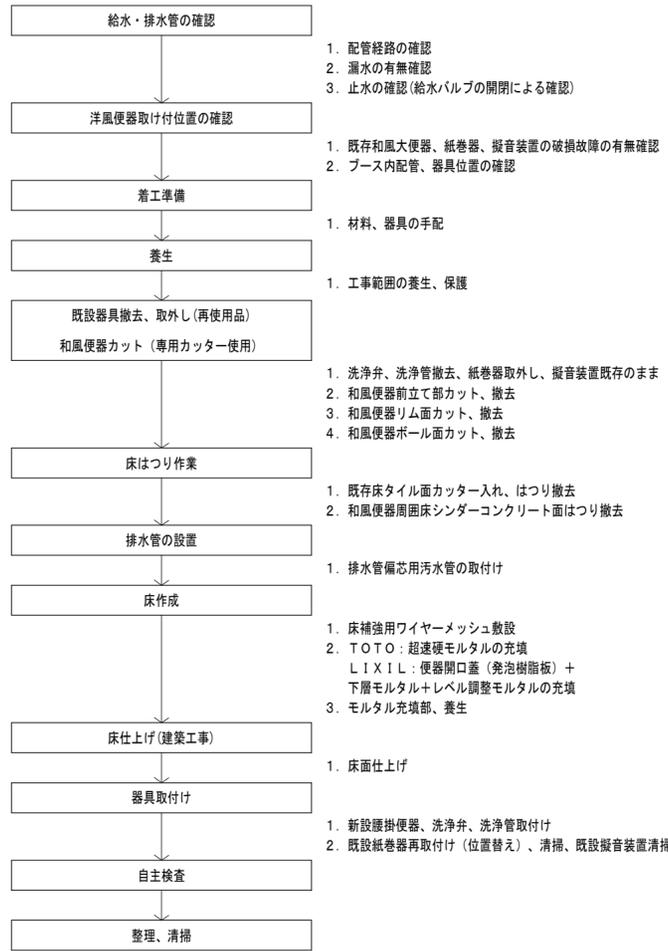
●工事名 R6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管
●図面名 部室 付近見取図、配置図

●図面番号 M-09
●縮尺 A2 1/500 A3 1/714

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

和風便器改修工法（標準工法、参考工程）

和洋リモデル工法（TOTO）、並びに和洋改修工法（LIXIL）の標準工法、参考工程を示す。



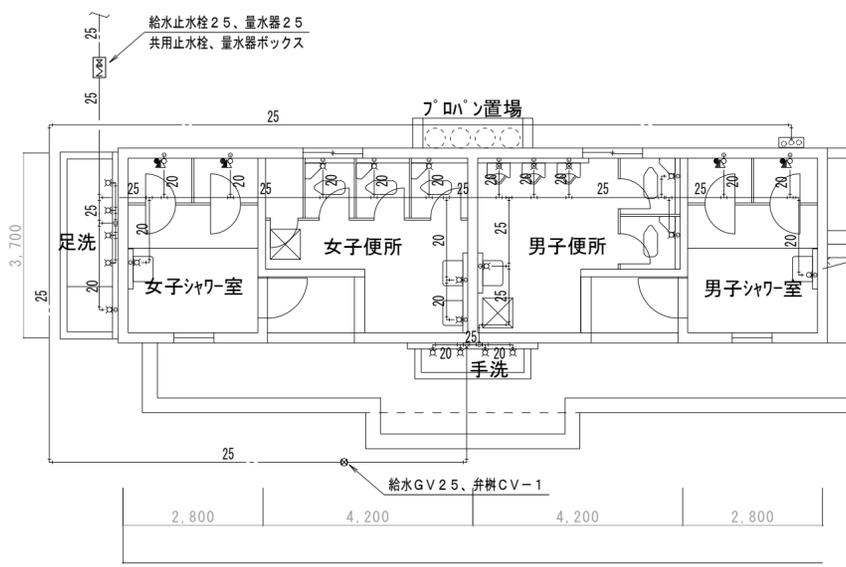
※この工程は最短での施工日数を示したもので、参考であり施工条件等により所要日数は変わる場合がある。

衛生器具(改修前)

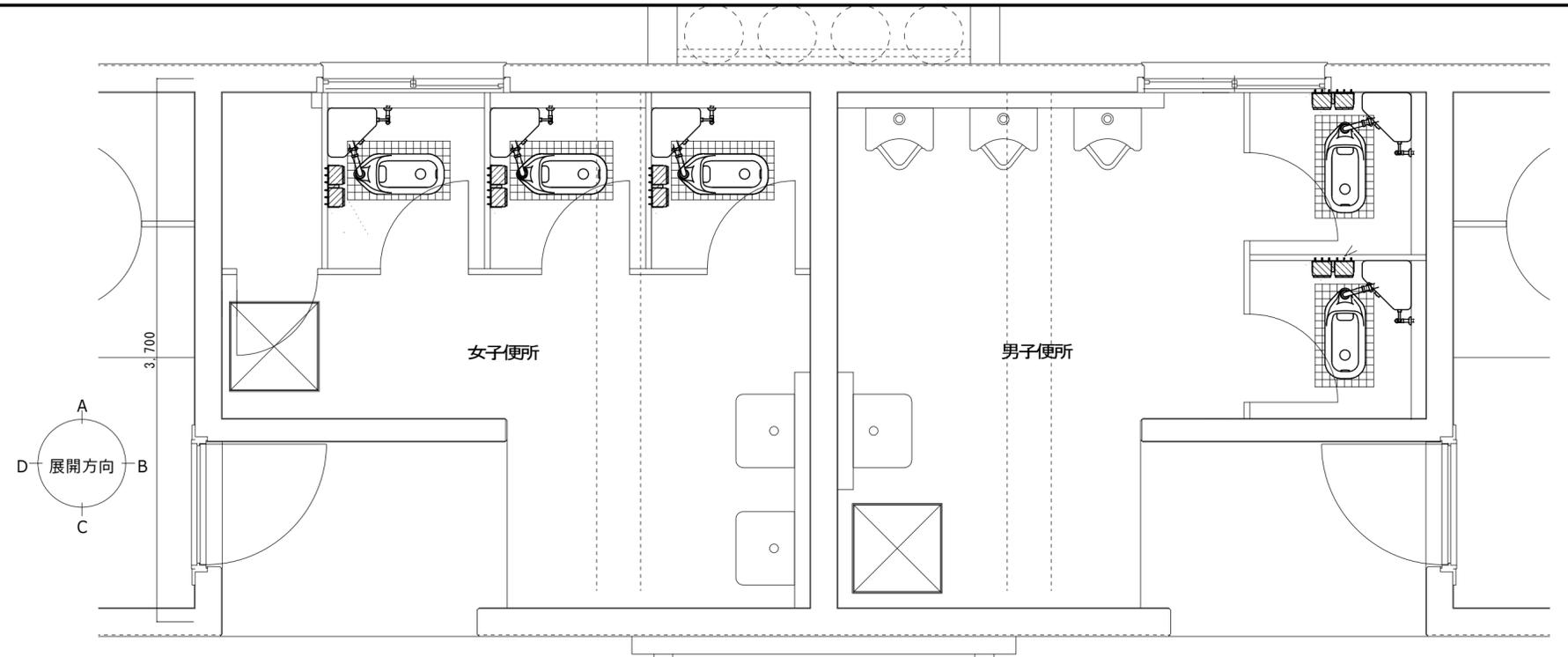
器具名称	規格寸法・付属品	男子便所	女子便所
和風大便器	和風大便器C375VF残置、前立て・リム面・ボール面カット、隅付ロータンクス670撤去、止水栓撤去、洗浄管撤去	2	3
紙巻器	2連紙巻器TS116W取外し	2	3

衛生器具(改修後)

器具名称	規格寸法・付属品	男子便所	女子便所
腰掛便器(新設)	TOTO: 掃除口付大便器・ロータンクCFS498BMCKT、普通便座TC291、床排水フランジHP4307 延長ホースユニットHH08034、樹脂プラグHH04060 和洋リモデル: 排水パッケージUAGFWS101R、超速硬モルタルUAGFWT301×4、排水エルボUAGFWS111S モルタル流出防止シートUAGFWT190A、クイックシールUAGSXB010V、和便特殊カット トイレ内養生、便器周辺床はつり、モルタル埋戻し、ワイヤーメッシュ LIXIL: 掃除口付大便器BC-P110HMA、ロータンクDQ-PA150CH、普通便座CF-39AT 延長フレキホース322-1165-630、リトレイ用置換セットA-10476、洋風便器床フランジCF-8AWP AYボルトAY-21W×4 和洋改修: トイレ内養生、和便器カット 和便器周辺はつり、モルタル埋戻し、汚水管振直し工事、和洋改修工法部材、工具損料	2	3
紙巻器(既設)	2連紙巻器再取付け(位置替え)、CB壁用固定ボルト新設	2	3

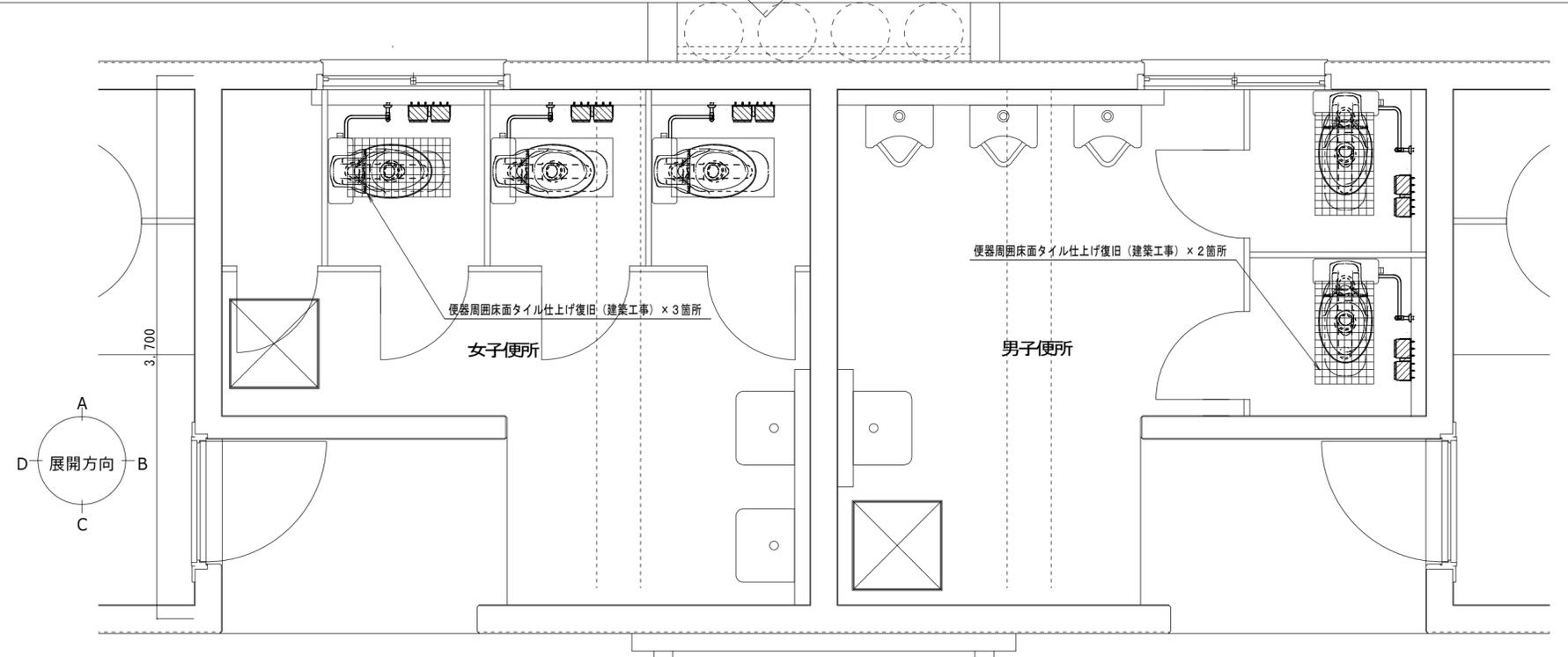


部室 便所給水配管図 1/100 (改修前)



部室 便所平面詳細図 1/30 (改修前)

980	95	1,740	965	1,400	1,400	965	1,740	95	990
2,800		4,200			4,200		2,800		



部室 便所平面詳細図 1/30 (改修後)

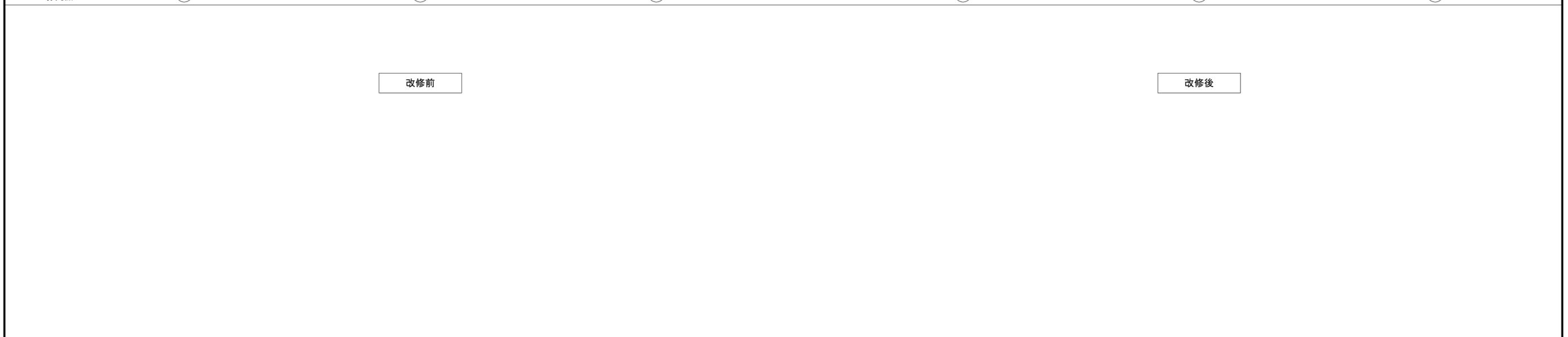
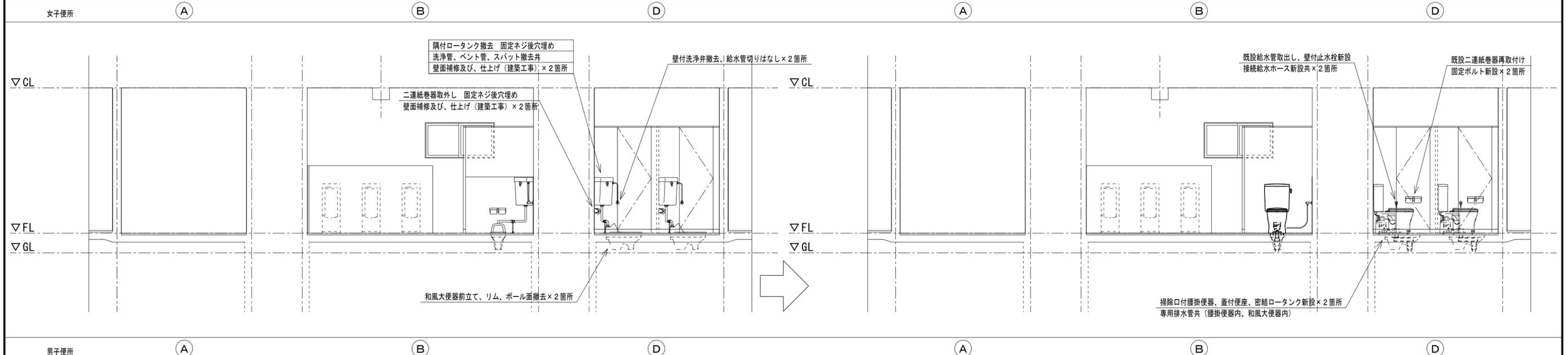
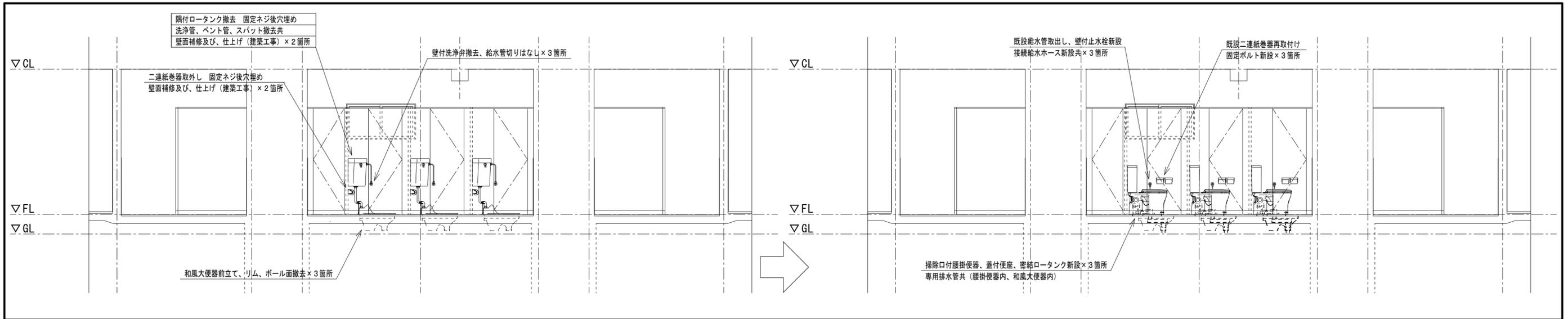
980	95	1,740	965	1,400	1,400	965	1,740	95	990
2,800		4,200			4,200		2,800		

徳島県土整備部管轄課

●工事名
R 6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管
●図面名
部室 便所平面詳細図 (改修前・改修後)

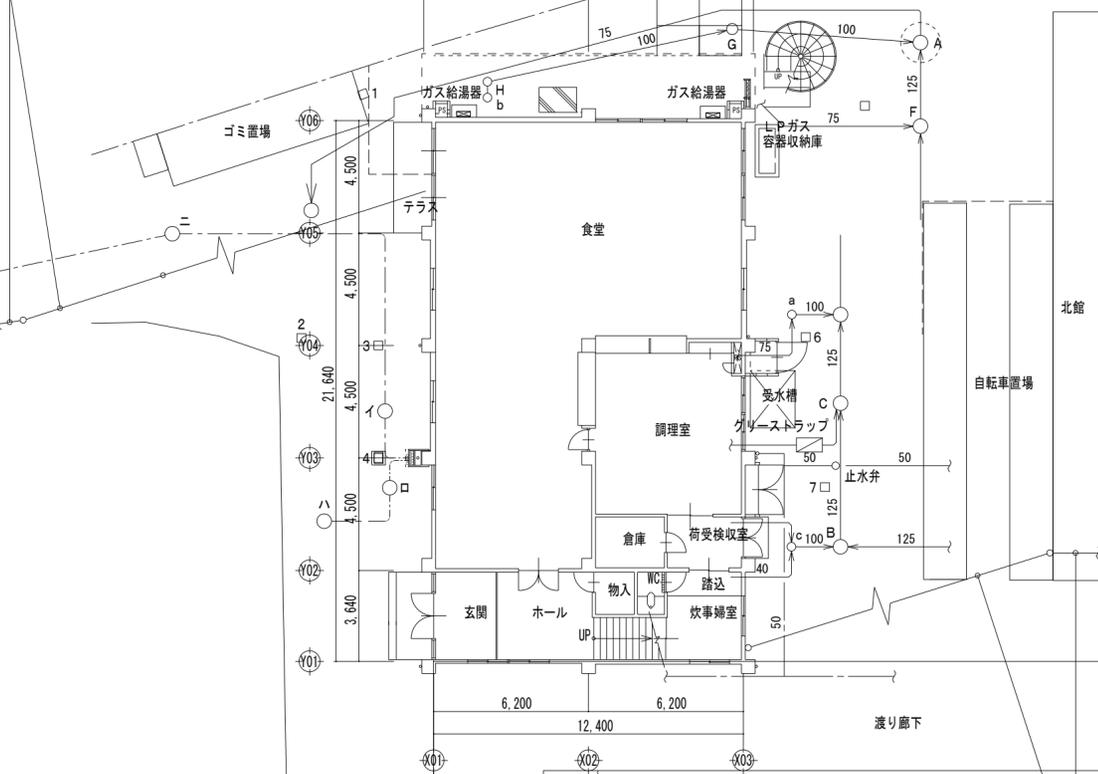
●図面番号
M-11
●縮尺
A2 1/30
A3 1/42

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES



徳島県土整備部営繕課	●工事名	R6 営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管	●図面番号	M-12
	●図面名	部室 断面詳細図 (改修前・改修後)	●縮尺	A2 1/30 A3 1/42

EM-CET 22□, E 5.5□ 職員室L-C-2
 EM-CET 22□, E8□ メッセージワイヤ22□ 系統連系, EC
 EM-CEE 2□-4C OVGR・RPR



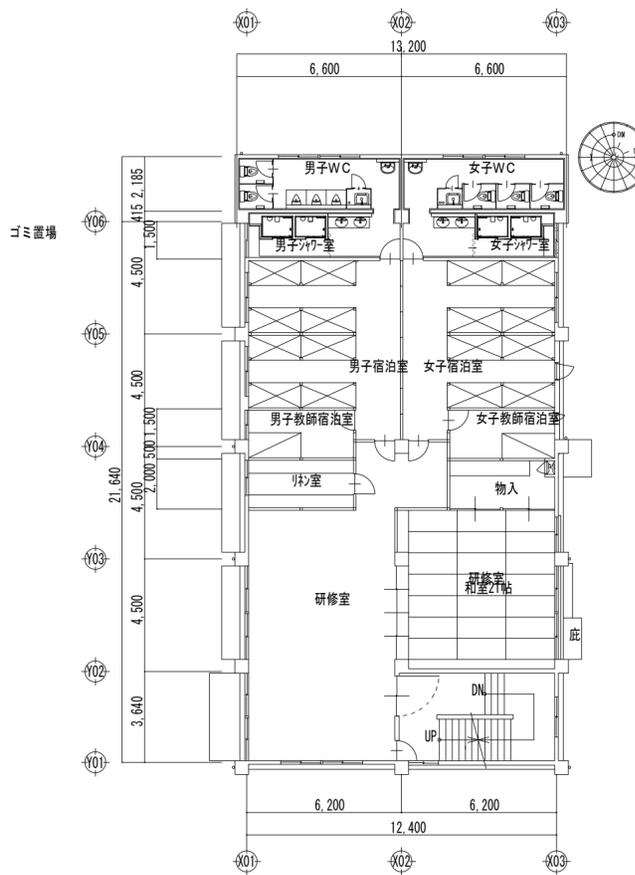
1階平面図

研修会館 支障物件確認図 1/200

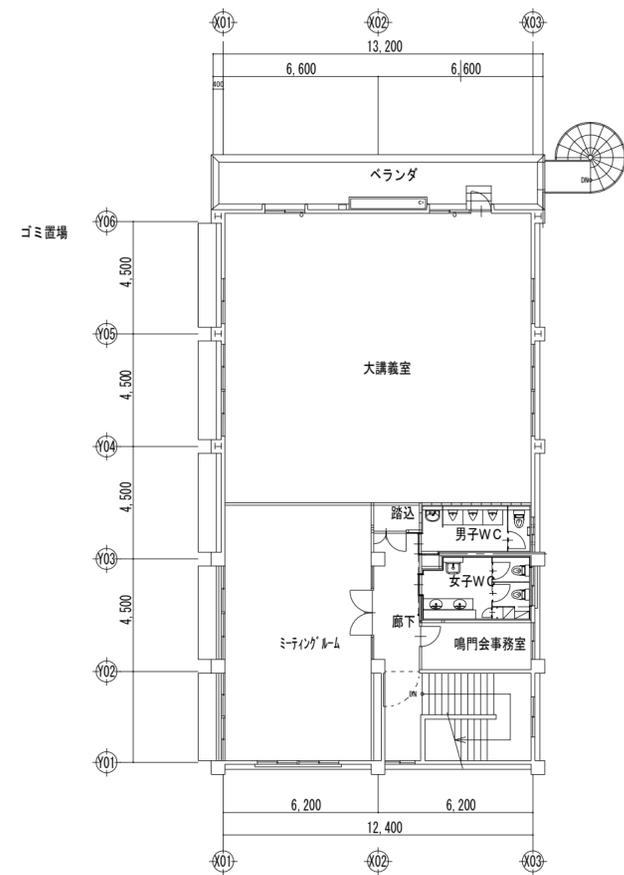
種類	記号	サイズ	備考	種類	記号	サイズ	備考	種類	記号	サイズ	備考
雨水格子樹	1	350×350		汚水マンホウ	A	MHφ600		雑排水樹	a	MHφ350	
雨水格子樹	2	350×350		汚水樹	B	MHφ600		雑排水樹	b	MHφ350	
雨水格子樹	3	350×350		汚水樹	C	MHφ600		雑排水樹	c	MHφ370	
雨水格子樹	4	350×350		汚水樹	D	MHφ600					
雨水格子樹	5	350×350		汚水樹	E	MHφ600		電気	イ	MHφ600	
雨水格子樹	6	350×350		汚水樹	F	MHφ600		電気	ロ	MHφ600	弱電
雨水格子樹	7	350×350		汚水樹	G	MHφ450		電気	ハ	MHφ600	弱電
雨水格子樹	8	350×350		汚水樹	H	MHφ350		電気	ニ	MHφ600	

※支障物件特記

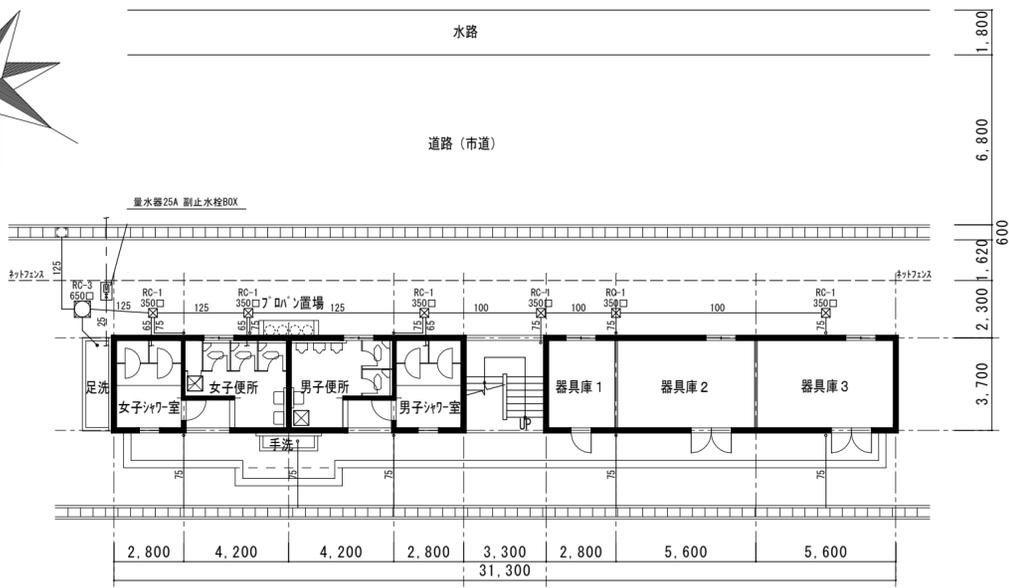
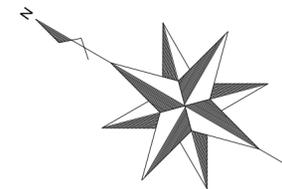
- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



2階平面図



3階平面図



部室 支障物件確認図 1/200

徳島県県土整備部管轄

●工事名
R6営繕 鳴門高等学校 鳴・撫養 研修会館等改修工事管

●図面名
支障物件確認図

●図面番号
M-13

●縮尺
A2 1/200
A3 1/42

株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

概略工程表(参考) 【研修会館】						
工程	工期(月)	1	2	3	4	5
準備工		○	○			
仮囲い・足場設置 内部通路養生設置			○	○		
仮設間仕切設置			○	○		
内部とりこわし 1F・2F・3F			○	○		
給排水配管撤去 1F・2F・3F			○	○		
撤去跡下地調整 1F・2F・3F			○	○		
シャワユニット設置				○	○	
電気工事配線 1F・2F・3F				○	○	
給排水・ガス工事配管 1F・2F・3F				○	○	
床・壁・天井等 下地・仕上				○	○	
衛生器具・金具 設備機器取付け				○	○	
竣工検査						○
						○
備考 ※施工順序は協議による						

概略工程表(参考) 【部室棟便所】						
工程	工期(月)	1	2	3	4	5
準備期間・現地調査		○				
解体工事				○	○	
便器取替え工事				○	○	
仕上補修工事				○	○	
トイレノース改修工事				○	○	
清掃・片付け・検査				○	○	
完成検査等					○	○
備考 ※1工区の工期は約10日を見込む ※施工順序は協議による				1工区 男子便所	2工区 女子便所	